

競技会に参加する選手及び選手団役員の服装と用具に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、大学スポーツライミング協会が主催する全ての競技会における選手及び監督等の選手団役員の服装と用具に関して規定する。

(選手及び監督)

第2条

1 礼節

- (1) 競技場においては常に品位を保ち、節度ある行動をとること。
- (2) アテンプト待機中（アイソレーションゾーン、コールゾーン）、アテンプト中、アテンプト終了直後（以下「アテンプト時」と略称する。）の選手を除き、常に上衣、下衣共に所属大学の正式なユニフォームを着用し、運動靴若しくはそれに類する紐靴を使用することが望ましい。（以下「正装」と略称する。）
- (3) アテンプト時においては、常に上衣、下衣共に所属大学の正式な競技用ユニフォームを着用すること。
- (4) 全ての式典、記者会見及び映像記録を伴うインタビューを受ける場合などでは、必ず正装若しくは競技用ユニフォームを着用すること。
- (5) IDカードは、明確に識別できるようにして所持すること。

2 正装

- (1) 正装は、チーム内選手間で、色、形状、ロゴの位置等が同一のデザインでなければならない。ただし、同一大学の男女間ではデザインが異なっても差し支えない。尚、監督等の選手団役員は選手と同一の正装を着用しない場合、スーツまたはそれに準ずるものを着用すること。
- (2) 正装は、以下を考慮してデザインされなければならない。
 - ア 学生競技者精神に則った品位あるデザインにすること。ただし、ここでいう学生競技者精神とは、学生競技者としての自覚と誇りを持ち、フェアプレーの精神を堅持し、青少年の模範となる節度ある言動を行うべく自らを律する精神を指す。
 - イ 所属する大学名を表す文字またはロゴを必ず表示すること。それ以外は、競技名および上腕部または脚部へ選手名を表示することができる。
- (2) 広告表示は、以下の例外を除き一切認めない。
 - ア 製品に最初から付いていて取り外すことができない製造者を表す名称、ロゴマーク（いわゆる「ワンポイント」）で、各文字の高さが4センチメートル以内で、ロゴ全体の高さが5センチメートル以内、全体の面積が30平方センチメートル以内であること。（以下、「ワンポイントロゴ」と略称する。）
 - イ 製造者を抽象的に表す図案で、袖の先端、袖の外側の縫目沿い及び衣類の外側の縫目沿いに帯状に付いているもの。（以下、「帯状製品ロゴ」と略称する。尚、「ワンポイントロゴ」と合わせて、以下「製品ロゴ」と略称する。）
- (3) 前2項において例外的に認められる製品であっても、著しく製品ロゴが目立つもの、衣類の品位を損なうものと審判長が認めたときは、使用を差し止めることができる。

3 競技用ユニフォーム

(1) 競技用ユニフォームは、チーム内選手間で、色、形状、ロゴの位置等が同一のデザインでなければならない。ただし、同一大学の男女間及び種目間ではデザインが異なっても差し支えない。

(2) 競技用ユニフォームは、以下を考慮してデザインされなければならない。

ア 学生競技者精神に則った品位あるデザインにすること。ただし、ここでいう学生競技者精神とは、学生競技者としての自覚と誇りを持ち、フェアプレーの精神を堅持し、青少年の模範となる節度ある言動を行うべく自らを律する精神を指す。

イ 所属する大学名を表す文字またはロゴを必ず表示すること。それ以外は、競技名および上腕部または脚部へ選手名を表示することができる。

ウ 上衣背面中央部にナンバーカードを取り付けるスペースを確保すること。

(3) 広告の表示に関しては、第2条2項(2)及び(3)に準ずる。

4 その他の用具

ハーネス、チョークバッグ、ヘッドウェア、シューズ及び靴下については、製品ロゴ以外の一切の広告表示を認めない。